

総 務 文 教 委 員 会

令和 4 年 4 月 20 日（水）
10 時 00 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 永見委員長、三浦副委員長、
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職等】

（地域政策部）末岡地域活動支援課長

【事務局】松井書記、下間次長

【議 題】

1. 執行部報告事項

(1)「地域の日」について

2. 【取組課題】多様性社会の推進について

3. その他

・郵送による陳情書について（配付のみ）

「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」

○次回開催 月 日（ ） 時 分 室

「地域の日」について

1 概 要

- (1) 目 的 市長が直接市民の声を聴き、政策に反映させることを目的とし、「地域の日」を設ける。
- (2) 開催回数 各地域において年 2 回
- (3) 開催時期 1 回目 7 月又は 8 月
2 回目 10 月又は 11 月
- (4) 実施内容 市政に関する意見交換（公開）
※テーマは、市が選定（毎回違うテーマで実施）
(1) 市長からの説明
(2) 意見交換

※令和 4 年度テーマ
1 回目「若者対策」
2 回目「(仮) 中山間地域の課題（公共交通、担い手確保など）」
- (5) 開催日時 原則、平日の日中又は夜に開催
開催時間は 2 時間程度
- (6) 出席者 [地域] テーマに関する各種関係団体から選出された者
各地域 10～15 名程度 浜田地域 20 名程度

[市] 市長及びテーマの関係部署
各地域 各支所防災自治課 浜田地域 地域活動支援課
- (7) 謝 金 等 無 ※各選出団体での参加者に対する報酬等の対応は任意
- (8) 事 務 局 地域政策部地域活動支援課、各支所防災自治課

2 令和4年度 第1回開催内容

(1) テーマ 「若者対策」～若者が暮らしたいまちづくりについて～

(2) 出席者 以下の団体等関係者 ※目安：40歳代まで

- ・UI ターン者
- ・高等教育機関の学生
- ・PTA 関係者
- ・福祉関係者
- ・商工会議所青年部
- ・商工会青年部
- ・農林水産業関係者
- ・伝統芸能、伝統工芸関係者 など

(3) 人数 各地域 10～15名程度 浜田地域 20名程度

(4) 開催日等

開催日	地域	場所	時間
7月6日(水)	金城	みどりかいかん 2階 大集会室	午後6時30分～午後8時30分
7月8日(金)	旭	旭支所 3階 大会議室	
7月19日(火)	弥栄	弥栄会館 2階 大研修室	
7月27日(水)	三隅	三隅支所 3階 集会室	
7月29日(金)	浜田	市役所本庁舎 4階 講堂	午後6時30分～午後9時

〒 697-8501
島根県浜田市殿町 1
浜田市役所

浜田市議会 議長殿

令和 4 年（2022 年） 3 月 2 1 日

陳 情 書

陳情者

女性スペースを守る会 —LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—
共同代表 飯野香里／井上恵子／永田マル／山田響子

・住所

〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15-5 階
大和法律事務所内

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れて頂きたい陳情するものです。



陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからず維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、陳情の趣旨記載のとおり求めます。

なお、「趣旨採択」などの方法によっても貴議会が賛意を示してくださると幸いです。また、陳情者が貴自治体の住民でない場合に写しを議員配布にのみ行う規定がある場合には議会で議員発議を行い、同一または類似趣旨での意見を挙げて頂きたいお願い致します。

また、会の会則及び趣意書を添付致します。何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

FAX : 050-3385-4669 / メール : ask@womens-space.jp / 電話 : 046-263-0130

以 上

「女性スペースを守る会」設立趣意書

2021年9月18日

「女性スペースを守る会 ― LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 ―」の設立趣意は、次の通りです。

- 1 今、国会では「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第197回衆第12号)が閉会中審査とされ、自民党においてもLGBT理解増進法の策定が議論されています。

私たちは、誰もが幸福追求権・人格権を持ち、その権利は尊重されるべきものであると考えています。しかし、LGBTのうちの「T」であるトランスジェンダーにかかる『性自認』に関しては、十分な議論が必要だと考えます。

特に女性トイレなど女性スペースが守られるのが心配で、ここに、私たちはこの会を発足させました。

- 2 私たちは今、この新法がこのまま成立すれば、不特定多数が利用する女性トイレを、身体が男性のままである女性を自認する者が、当然に利用できる権利が認められるかのような言説を各所で見かけ、不安と恐怖を感じています。女性自認者は法的には男性であり、身体違和感があることを条件としません。

法案の記者への説明では「男の格好をしたままの人が入ってくることはないから安心してほしい」とも言われますが、それは逆に言えば「女の格好をすれば実質、どの男も入れるようになる」ということになります。

そもそも、「女の格好だから女」というのは、「性の多様性」を尊重する法律であるのにこれを否定する説明であり、明らかに自己矛盾しています。女性の中にもいわゆる男らしい態度と体格を持つ人も、男性の中にもいわゆる女らしい仕草や体形を持つ人がいる、それをそのままに尊重し、差別しないことが「性の多様性」を承認することであると私たちは考えます。

- 3 わが国には2003年成立の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法」があり、既に約1万人の方々が性別変更を果たしています。それぞれの幸福追求権を保障するものとして、貴重な法律です。

しかし、性自認の問題はこれとまったく異なります。中には未成年や手術が健康上できないということなどから性別変更できず「トランスジェンダー」になっている方もいるでしょう。ですが、「トランスジェンダー」の中には、自らの身体に違和感を感じず、手術を考えてもいない人も多くいます。

冒頭の法案では「性自認＝自己の性別についての認識をいう」と定義されているだけであり、身体違和感ある人とは限定されていません。

すなわち、冒頭法案のうち性自認に関わる部分は、しばしば「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の延長のごとく誤解されてしまいますが、その観点とはまったく異なった新しい「性自認」という概念・主張に基づく法案なのです。

- 4 どうかお考えください。

たとえ理念法であったとしても影響力は大きく、身体的に男性である「女性自認者」は、女性スペースの利用を公認されたと解釈して女性用スペースに入ってくるでしょう。そして、女性自認者と女性らしい装いの男性、更に良からぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できません。男性の中の一部に危うい人がいるのと同様に、女性自認者と女性らしい装いの男性の中にも危うい人はいるでしょう。この指摘は差別でもなんでもありません。その結果、危うい人が女性スペースに入ることがより容易になります。

もとより、女性自認者かどうか、また身体女性なのかどうか、更にその性的指向は男性なのか、女性なのかなどは入り口で確認などできませんし、人権上確認して良い筈ありません。不信を感じたとしても、入ることを公認された「女性自認者」かもしれないと躊躇し、従前より通報しにくくなります。警察もひるまない筈はありません。

いわゆる経産省トイレ裁判での、東京高裁の2021.5.27判決では、女性自認者の権利・法益と、女性らの権利・法益とが衝突する場面なのだと正しく指摘し、原告の請求を認めませんでした。その第一審2019.12.12の東京地裁判決では原告の主張を認めましたが、手術はしていないものの性同一性障害の特定人(原告)の勤務先である経産省内の特定トイレの使用という限定的な状況であったので認めたものです。すなわち、高裁判決によればもちろん、この地裁判決によったとしても、不特定多数が使う公衆の女性トイレを女性自認者が使えていい筈だ、ということにまっただけになりません。

それが、今回の新法により、実質的には女性の装いをする男性の誰もが、不特定多数が利用する女性スペースに入れるようになって良いのでしょうか。

さらに「女性自認者」と装いとは関係ないので、男性が自由に入れるようになる恐れがあります。海外ではそのようなトラブルも既に起こっています。

- 5 女性トイレなどの女性スペースは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、勝ち取ってきたスペースです。

女性スペースでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。女性トイレがもし身体男性にも開かれるのであれば、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室の盗撮被害の増加や盗聴さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されることも増えるでしょう。警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすくなるのでは、という懸念もあります。

他方、女性自認者からは、男性トイレでは他の男性に違和感を持たれて入りにくい、女性と自認しているのに男性と分かってしまうのが辛いということから、女性トイレの使用を求めるとしています。

この両者の法益の重さを比較して下さい。女性の法益の方がより保護されるべきなのは、明らかではないでしょうか。

まして、女性自認者の法益尊重は、別の方法でほとんど解決できます。「女」「男」の他に「オールジェンダートイレ」を作る、様々な多様性ある男性の課題として当面、男性トイレを「男女」などと変更することによって可能です。男性からは女性自認者に対して違和感はあっても恐怖感はなく、女性自認者も「男女」などとすることにより入りやすくなります。女性自認者の法益は、このように別の方法にて確保できるのです。

冒頭の法案では、女性という性自認が「尊重」されることから、女性自認者が女性トイレに入れると解釈されやすいので、見直しが必要なのは当然ではないでしょうか。

6 また「性自認」をめぐるのは、女性トイレの他にも様々な課題があります。

女性用公衆浴場・温泉での問題、DV シェルターの問題、女子スポーツでの公平性、女子大、政党におけるパリティ（男女同数制）、各所のいわゆる「女性枠」の問題や、男性自認者（身体・法的には女性）を含めて刑務所等、自衛隊での扱い、統計の問題など多岐にわたります。医療現場での混乱も予想されます。

その一部は、理念法とは別に個別に議論され決められていくかもしれませんが、課題が山積していることは間違いがなく、国会で十分に議論されるべきものだと考えます。「理念法だから」と軽視して、議論も不十分なままに進めるは国会の責務に反し、後の混乱を招来するだけです。

7 これまで、「女性らしい装いの男性」が女性トイレを時に利用していることを知っておりながら、それを甘受してきた女性もいます。それはその方を傷つけたくなかったこと、トラブルを避けたかったからですが、時に不安を覚えることもありました。

しかし今、冒頭の法案が審議されるうえで、私たちは、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレ等を使用することを公に認めるべきでないことを、明確にするほかないと考えます。

あわせて、諸々の課題がある「性自認」については、ここで立ち止まり、広く国民の議論を喚起しつつ、十分な国会審議をされるよう求めます。

ここに本会の趣意書とします。

以 上

会 則

- 1（名 称）この会は、「女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する。
- 2（事務所）この会は、神奈川県大和市に置く。
- 3（目 的）この会は、別紙趣意書における内容を目的とする。
- 4（事 業）この会は、前項の目的を達するために、各政党、国会、行政、各自治体その他社会全体において必要な活動を行う。
- 5（賛同者）この会の目的に賛同する者は、同趣旨のネット署名等に賛同することにより賛同者となることができ、事務局への連絡により退会する。
- 6（経 費）この会に必要な経費は、寄付によってまかなう。
- 7（役 員）この会の役員として、共同代表4人以上、事務局1人並びにその他の役員を置く。その任期は、成立後1年とし、再任等を妨げない。
- 8（運 営）この会の方針決定並びに役員の選任・解任は、役員の過半数が了解した賛同者による告知したインターネット上のテレビ会議等により、その過半数をもって定める。ただし全員一致の了解を目指すものとする。
上記会議の参加者らは、会議等により知り得た個人情報、その許可なく第三者に提供してはならない。
- 9（会 計）会計年度は暦年により、会計は年初めに、前項の会議に報告する。
- 10（改 正）この会則は、第8項の会議にて、その出席者の3分の2以上の特別議決により変更ができる。
- 11（解 散）この会は、会の目的を達したとき、又は前項の特別議決により解散する。
- 12（付 則）この会則は、2021年9月18日のこの会の成立から適用する。

2021年9月18日